

組合 Q & A

組合の政治的中立の解釈について

Q 中協法第5条第3項において規定する「組合は、特定の政党のために利用してはならない」とは、政治活動を一切禁止しているものと解釈すべきか否か。

「A」 中協法第5条は、中協法に基づいて設立される組合が備えていなければならぬ基準と運営上守るべき原則を規定したものであり、第1項で基準を、第2項及び第3項で原則を示している。

設問の中協法第5条第3項「組合は、特定の政党のために利用してはならない」の規定は、通称政治的中立の原則と称されるもので、中小企業者等が共同して事業を行う組織である組合は、経済団体という基本的性格を逸脱して政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは、組合の本来の目的から見て当然のこととして禁止している訳である。

しかし、本規定は、組合の外部勢力により、あるいは組合が政治目的のために悪用されることを防止する趣旨であり、したがって、

総会等で特定候補者の支持を議決し、その者への投票を組合員に強制すること等を禁じているものと解されるので、組合の健全な発展を図るための例えば国会等への県議陳情までも禁止する意味を持つものではない。

規則、規約等の定義について

Q 協同組合の運営上、諸規約諸規定の設定は必要欠くべからざるものであるが、これらを作成するに当たって次の原則的な説明と相違点並びにその使用される場合の事例をお知らせ願いたい。

- (1) 規則とは
- (2) 規約とは
- (3) 規程とは
- (4) 規定とは

「A」 規約、規程については必ずしも明確な区別はなく、混同して使用されているので、一般的に定義づけることは困難であるが、従来の習慣並びに字義により区別すれば大要次のとおりと思われる。

(1) 規則とは、広義に規則という場合、諸々の事項を規定した例えは定款とか規約とか、規程等を総称していわゆる「さだめ」をいうが、最狭義に規則という場合は

国の立法機関としての国会以外の機関が制定する成文法¹それらは名称を規則というだけで必ずしも法的性格を等しくするものではない²をいい、現在、最高裁判所や衆参議院等特定の諸機関が規則制定権を認められている。なお各大臣が主任の行政事務について発する命令が規則という形であらわれていることもある。

(2) 規約とは、例えば協同組合等が組合の業務運営その他一定の事項に関し、組合と組合員間を規律する自治法規であって定款と同様、総会において決められるべき性質をもったもので、選挙規約、委員会規約、金融事業規約、共同購買事業規約等がある。

(3) 規程とは、例えば協同組合が組合の事務、会計その他に関して定める内部的な規律であって、主として事務遂行上必要な関係を規律する内規的なもので、理事会等に諮り決定し得る性質をもつもので、文書処理規程、服務規程、経理規程、給与規程等がある。

(4) 規定とは法律、定款、規則、規約、規程などの条文に定められている個々の内容をいい、普通は条文の内容を指すものと考えて

よい。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

Q 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】 組合の「規約」は軽微な変更も含めすべて総会での議決事項である。

【第2問】 中小企業組合関係法には「規約」に定めることができる事項として、①総会又は総代会に関する規定、②業務の執行及び会計に関する規定、③役員に関する規定、④組合員に関する規定、⑤その他必要な規定以上5項目が明記されている。

【第3問】 組合は、業務の執行及び会計に関する事項のうち、業務執行上の必要な内規については、「規定」を制定し、その制定・改廃を理事会の権限に属させることができる。

《解答》【第1問】×（規約の軽微な変更については、定款で総会の議決を要しないと定めることができる。その場合には、変更内容の組合員に対する通知等についても規定しなければならぬ。「軽微な変更」とは、内容について実質的な変更を伴わないものである。）

【第2問】○【第3問】○